

様式第2号)

## 有田市社会福祉協議会への協力に関する覚書

(以下「甲」という。)と社会福祉法人有田市社会福祉協議会(以下「乙」という。)は、甲が促進する寄付つき商品事業「JUST」(以下、「本件事業」という。)に関し、次のとおり覚書を締結する。

(事業)

第1条 乙は、甲が本件事業を実施するにあたり、事前に乙に申請した資料に、乙のロゴマーク・文書等(以下「ロゴマーク等」という。)の使用を承認する。

(寄付金)

第2条 甲は、乙に提出した別紙登録申請書記載内容に基づき、乙に寄付する。

(寄付金の配分)

第3条 乙は、前条による寄付金を収納し、乙が実施する地域福祉事業に配分する。

(報告)

第4条 甲は、第2条に規定する寄付の件数を明らかにするため、別紙登録申請書記載内容に基づき、別紙結果報告書により乙に報告する。

2 前項の報告については、別表1のとおり、乙に報告する。

3 乙は、配分完了後に甲に対して速やかに配分結果を報告する。

(別表1)

毎月振込の場合	毎月末に締め切ったものを翌月末までに報告
年1回振込の場合	毎年12月末に締め切ったものを翌年1月末までに報告
その他の振込の場合	別紙登録申請書寄付金振込希望月末までに報告

(寄付金の送金)

第5条 甲は、第2条に規定する寄付金を、別紙登録申請書記載内容及び別紙結果報告書に基づき、別表2のとおり、乙の指定する次の口座に送金する。

紀陽銀行箕島支店

普通預金 1000475

口座名義 社会福祉法人有田市社会福祉協議会

(別表2)

毎月振込の場合	毎月、月初から月末までの第2条に規定する寄付金を翌月末までに送金する。
年1回振込の場合	毎年、前年1月から当年12月末までの第2条に規定する寄付金を翌年1月末までに送金する。
その他の振込の場合	別紙登録申請書寄付金振込希望月末までに送金する。

(本覚書の有効期間)

第6条 この覚書の有効期間は、覚書の締結日から平成 年3月31日までとする。ただし、この期間満了までの1ヵ月前までに甲、乙のいずれかから何らかの意思表示が無い場合は、この覚書の効力はその後1年を限りとして更新されるものとし、以後も同様とする。

2 本件事業及び乙の社会的信用を損なう問題等が発生した場合、前項の期間に拘わらず、甲又は乙はこの覚書を停止或いは解除することができる。

3 覚書を停止或いは解除したときは、甲は、乙のロゴマーク等を使用できないものとする。

(暴力団等関与に関する乙の解除権)

第7条 乙は、和歌山県警察本部からの通知に基づき、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、この覚書を解除することができる。この場合において、解除により甲に損害があっても、乙はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 役員等(甲が個人である場合にはその者を、甲が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。以下この項において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この項において「暴対法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下この項において「暴力団」という。)の構成員(暴対法第2条第6号に規定する者(構成員とみなされる場合を含む。))。以下この項において「構成員等」という。)であると認められるとき。

(2) 暴力団又は構成員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 暴力団又は構成員等に対して、資金援助又は便宜供与をしたと認められるとき。

(4) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用するなどしたと認められるとき。

(5) 構成員であることを知りながら、その者を雇用し若しくは使用していると認められるとき。

(6) 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用したとき、又は暴力団又は構成員等に資金援助若しくは便宜供与をしたと認められるとき。

(7) 役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

(8) 下請契約若しくは資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第7号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と覚書を締結したと認められるとき。

(9) 甲が、第1号から第7号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第8号に該当する場合を除く。)に、乙が甲に対しての当該覚書の解除を求め、甲がこれに従わなかったとき。

2 前項第9号の規定により、下請契約又は資材、原材料の購入契約が解除されたことにより生じる当該契約当事者の損害その他同号の規定により乙が甲に対して解除等を求めたことにより生じる損害については、甲が一切の責任を負うものとする。

(秘密保持)

第8条 甲・乙は本覚書の履行を通じて知りえる個人情報を含む全ての情報を秘密とし、国内の法規に従い適切な取扱いを行う。秘密保持は本覚書終了後も継続する。

(協議)

第9条 この覚書に記載のない事項及び記載の事項に疑義が生じた場合は、甲並びに乙の両者が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(覚書の保有)

第10条 以上を承認した証として、本書面2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各々1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲

乙 和歌山県有田市宮原町東215番地  
社会福祉法人 有田市社会福祉協議会  
会長 森川文夫